

テクノアカデミー証明事務手数料徴収取扱要領

第1 目的

この要領は、福島県立テクノアカデミー条例（以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、証明事務手数料（以下「手数料」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

第2 証明書等の交付申請

1 証明書等の交付を受けようとする者（以下「本人」という。）または、代理人（代理人による申請の場合）は、証明書等交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、所要の福島県収入証紙を貼り付け、在籍していた校（廃校となっている場合事務を引き継いだ校）に申請するものとする。

2 証明書等の交付申請は、次の各号による方法で申請する。

(1) 本人来校による申請

本人であることを証する書面を呈示する。

証明書等交付申請書（様式第1号）を提出する。

(2) 本人郵送による申請

証明書等交付申請書（様式第1号）を提出する。

本人であることを証する書面の写しを提出する。

(3) 代理人来校による申請

代理人本人であることを証する書面を提示する。

証明書等交付申請書（様式第1号）を提出する。

本人であることを証する書面の写しを提出する。

委任状（様式第2号）を提出する。

(4) その他必要な書類

証明書等の交付を郵送で希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を提出する。

修了証再交付で写真が必要な場合は写真を提出する。

本人が改姓した場合、戸籍抄本を提出する。

第3 証紙収入に係る取扱い

証紙収入に係る取扱いについては、福島県財務規則施行通達（昭和41年総務部長依命通達）第3章収入第38条関係の3による。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。